●●保育園運営規程

* **この様式の記載内容は、あくまで参考事例です。**
* **各園の状況に応じて、適切に追記・修正の上、作成してください。**

別紙２ 参考様式

（趣旨）

第１条　この規程は、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和２年港区条例第５１号）第１３条第２項及び港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年港区条例第２８号）第２０条の規定に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

※上記は特定教育・保育施設の場合です。特定地域型保育事業の場合は以下を使用してください

第１条　この規程は、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和２年港区条例第５１号）第１３条第２項及び港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年港区条例第２８号）第４６条の規定に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする

（施設の名称及び所在地）

第２条　（設置者の名称）が設置するこの保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名　称　●●保育園

（2）所在地　東京都港区●●丁目●番●号

**一　各園の「施設の目的及び運営の方針」を記載してください。　※以下例示。**

（施設の目的及び運営の方針）

第３条　●●保育園（以下、「当園」という。）は、次に掲げる運営方針により、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

（1）保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

（2）保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

（3）地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、自治体や小学校その他地域の様々な社会資源との密接な連携に努めるものとする。

（4）関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

**二　各園が「提供する保育等の内容」を記載してください。　※以下例示。**

（提供する保育等の内容）

第４条　保育所保育指針（平成２０年厚生労働省告示第１４１号）に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（1）特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。）

教育・保育給付認定（法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定をいう。）を受けた保護者に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

（2）延長保育（時間外保育）

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、第７条に規定する時間の範囲内において、延長保育を提供する。

（3）食事の提供

自園の調理員が調理した給食を提供する。

（4）その他保育に係る行事等

　　　各園で必要な事項を記載してください。

**三　各園の「職員の職種、員数及び職務の内容」について記載してください。　※以下例示。**

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　利用定員に基づく基準を遵守し、保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）園長　１人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（2）主任　●人（常勤専従）

主任は、園長を補佐し、園の運営及び保育内容について他の保育士を統括する。

（3）保育士　●人（常勤専従●人、非常勤●人）

　　　保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（4）看護師　●人（常勤専従●人、非常勤●人）

看護師は、園児の健康管理及び園全般の衛生管理を行う。

（5）栄養士・調理員　●人（常勤専従●人、非常勤●人）

栄養士・調理員は、園児の発達段階に応じ、０歳児の離乳食、１～２歳児の幼児食及び３歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理するとともに、園児の食育指導を行う。

※その他にも職員を配置する場合は、適宜記載してください。

**四　「保育の提供を行う日・時間、提供を行わない日」を記載してください。　※以下例示。**

（保育の提供を行う日）

第６条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）及び祝祭日を除く。

（保育の提供を行う時間）

第７条　保育を提供する時間は、●時●分から●時●分までの範囲内で、教育・保育給付認定における保育必要量（保育標準時間認定：最長１１時間、保育短時間認定：最長８時間）に応じ、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、●時●分までの範囲内で、延長保育を提供する。

**五　「保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額」について記載してください。**

**※以下例示。**

**※費用区分が複数ある場合などは、別表としても構いません。**

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　基本保育料は、園児が居住する区市町村の定める額とする。

２　延長保育に係る費用は、●●円とする。

３　一時保育に係る費用は、●●円とする。

４　給食に係る費用は、●●円とする。

**六　「年齢ごとの利用定員」を記載してください。　※以下例示。**

（利用定員）

第９条　利用定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| クラス | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 合計 |
| 定員 | ●人 | ●人 | ●人 | ●人 | ●人 | ●人 | ●人 |

**七　「利用の開始・終了に関する事項、利用に当たっての留意事項」を記載してください。　※以下例示。**

（利用の開始に関する事項）

第１０条　当園は、港区が行った利用調整により当園の利用が決定され、かつ、保育の実施について港区から委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１１条　次の場合には、保育の提供を終了するものとする。

（1）園児が２号認定子ども又は３号認定子どもいずれの要件にも該当しなくなったとき。

（2）保護者から当園の利用について取消しの申出があったとき。

（3）利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

**八　各園での「緊急時等における対応方法」を記載してください。　※以下例示。**

（緊急時における対応方法）

第１２条　職員は、保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変が生じた場合その他必要なときは、速やかに保護者又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

２　安全かつ適切に質の高い保育を提供するために、事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備するものとする。

３　保育の提供により事故が発生した場合は、港区及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

４　事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。

５　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

**九　各園での「非常災害対策」について記載してください。　※以下例示。**

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めるとともに、少なくとも毎月●回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

**十　各園での「虐待防止のための措置に関する事項」について記載してください。　※以下例示。**

（虐待の防止のための措置）

第１４条　園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

* **以上（1条～14条）の内容は、港区が条例で定めている運営規程の必須項目です。これらの項目は必ず規定してください。**
* **以下（15条以降）の内容は任意ですが、各園で精査し、必要な項目は必ず規定してください。　　また、ここに例示した項目以外の項目を規定することを妨げるものではありません。**
* **末尾の「付則」は必ず規定してください。**

**十一　各園での「保育園の運営に関する重要事項」について記載してください。以下例示。**

（記録の整備）

第１５条　保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から●年間又は●年間保存するものとする。

　⑴　●年間保管

　　ア　保育の実施に当たっての計画

　　イ　提供した保育に係る提供記録

　　ウ　港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１９条に規定する区への通知に係る記録

　　エ　保護者からの苦情の内容等の記録

　　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　⑵　●年間保管

　　ア　児童票

　　イ　事故報告書

　　ウ　障害児資料

（健康管理）

第１６条　常に園児の健康に留意し、乳児は月●回以上、幼児は年●回以上の健康診断を実施し、職員は、その結果を記録しておくものとする。

２　職員に対し年●回以上健康診断を実施することとし、調理員等給食関係者及び乳幼児担当職員は毎月細菌検査を実施するものとする。

（苦情対応）

第１７条　その提供した保育に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

２　保護者等からの苦情があった場合には、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について保護者等に報告するものとする。

（第三者評価の実施）

第１８条　●年に１回以上、外部の第三者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第１９条　職員は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、当該園児の身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、第三者に対し漏らすことのないよう、保持するものとする。

２　職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

付　則

　この規程は、令和●年４月１日から施行する。